

70歳以上の方で 医療費の心配や不安を お持ちの方！

ご相談ください！



香川県済生会病院には
医療費の**減額**や**免除**の
制度があります

お気軽に**地域連携室**へご相談ください

相談受付

1階患者相談窓口にて「**地域連携室**」をお申し出ください。

受付時間：月～金曜日 8:30～11:30 13:30～16:00

TEL：香川県済生会病院 地域連携室 087-868-1551

無料低額診療制度のご案内

無料低額診療制度は、病気やけがにより生計困難をきたす恐れのある方や経済的理由により必要な医療を受けることが困難な方に対して、無料または低額な料金で治療を受けられる社会福祉法に基づいた制度です。

利用対象者

当院では、社会福祉法や当院独自の規程に基づいて、以下のようなご事情をお持ちの方を事業の対象としています。

- ① 生活保護基準に該当もしくはそれを若干上回る方
- ② 低所得者世帯で経済的理由により診療費の支払いが困難な方
- ③ 限度額認定証・標準負担額減額認定証の『区分Ⅰ』に該当する方
- ④ 限度額認定証・標準負担額減額認定証の『区分Ⅱ』に該当する方（外来のみ）
- ⑤ 上記の他（多重債務、失業、DV被害、外国籍、ホームレス等）、事情により医療費の支払いが困難と認められる方

減免の範囲

対象となるものは、当院における医療費、食事代、病衣代です。患者様の所得により、減免額を決定させていただきます。詳しくは、医療ソーシャルワーカーまでお尋ねください。

※薬は院外処方になるため、お薬代は発生します。

申請の方法

- ① 「1階患者相談窓口」へお申し出ください。
- ② 医療ソーシャルワーカーよりお話を伺わせていただきます。その際、申請者および世帯全体の収入が分かるもの（所得課税証明書、給与明細書等）を添えて提出していただきます。
- ③ ご相談をお受けした後、院内規程により審査を行います。

利用期間

適応期間は最長6ヶ月とし、引き続き利用を希望される場合は、改めて申請が必要です。『区分Ⅰ』、『区分Ⅱ』に該当する方の適応期間は、限度額認定証・標準負担額減額認定証の有効期間に準じます。